

平成25年6月25日

厚生労働省医政局
歯科保健課長殿
医事課試験免許室長殿

歯科医師国家試験における歯科医学史関連の問題についての意見

日本歯科医史学会



第103回（平成22年実施）歯科医師国家試験から第106回の本年まで、連続4回歯科医学史の問題が出題されました。しかし、104回A問題第11問と106回C問題第31問は、いずれも「問題として適切であるが、必修問題としては妥当でないため、正解した受験者については採点対象に含め不正解者については採点対象から除外する。」とされております。

このように、2問は必修問題としては妥当でない、との判断がされましたが、これら2問のSBO（受験生の知識修得の確認）は、

「我が国の明治期の歯科医学・医療は、アメリカの歯科医学医療を範とした。」

「W.D. Miller がう蝕の化学細菌説を唱えた。」

であり、いずれも明白な事実・真実で学説論争はないものです。歯科医師として修得すべき知識と考えられます。しかし、国家試験において採点除外等の取り扱いがされたことは、上記の2つの知識は国家試験において問われることのない知識であり、歯科医学生として学習する必要が無いもの、との誤解を与えることにもなります。

国家試験の問題の適否を、試験結果から判定する場合、「たとえ回答状況が良好でなくとも歯科医師として当然問われるべき知識は削除しない。」という見識を国家試験の結果判定を担当する方々には承知頂きたいと思えます。

試験結果から、回答状況が望ましくないものは除外されるという風潮が蔓延すると、集団的、意図的なムーブメントによって、出題範囲がコントロールされるという状況を招く可能性もあります。

上記2題のような、自明の真理を問う問題で、しかも設問様式が「単純想起」のものは機械的な作業で削除すべきでなく、国家試験として採点対象とするとの見識をもって頂きたい切に要望する次第です。

以上